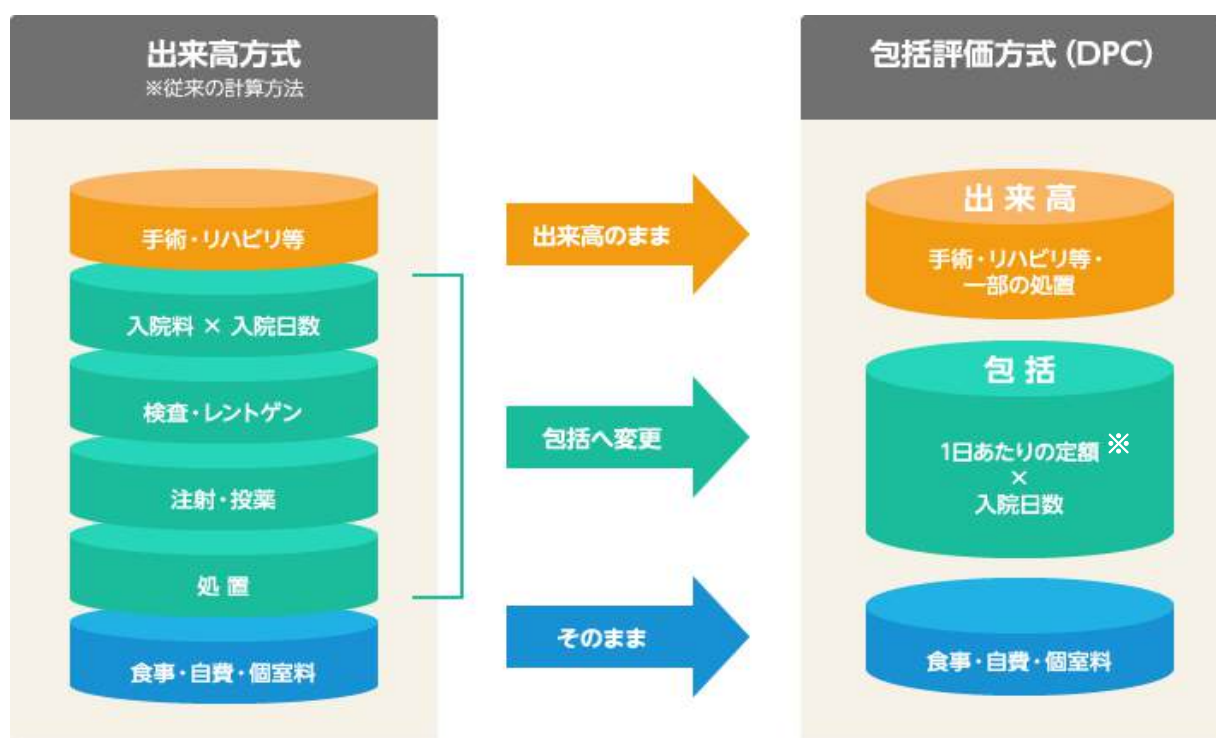


入院患者さんへの医療費請求について

— DPC対象病院 —

平成26年4月1日より、入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせで計算する「DPC対象病院」となっています。
(ただし、地域包括ケア病床、精神病床は除きます。)



※ なお、「1日あたりの定額」には医療機関別係数が掛けられます。

医療機関別係数

(内 訳) 基 礎 係 数

機能評価係数Ⅰ

機能評価係数Ⅱ

救急補正係数

1. 3793

1. 0451

0. 2442

0. 0471

0. 0429

(令和7年6月1日現在)